

令和3年度 第3回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	令和3年度 第3回 宇治市個人情報保護審議会
日時	令和4年3月15日(火) 午後2時～午後2時30分
場所	オンライン(傍聴場所は宇治市役所8階大会議室)
出席者	(委員) 松岡会長 檜垣委員 大杉委員 大槻委員 能瀬委員 村中委員 吉田委員 (事務局) 大下副部長 次郎内副課長 鶴谷係長 森岡主任 古池主任 (傍聴者) 1名
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について 宇治市個人情報保護条例の一部改正について(報告事項)</p> <p>(2) 資料説明 事務局から、報告事項である宇治市個人情報保護条例の一部改正についての資料の説明を行った。</p> <p>3 報告事項 宇治市個人情報保護条例の一部改正について</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。</p> <p>(委員) 報告を受けての感想ということになるが、資料2ページの条例の改正文の文言で、「、「総務大臣」を「、内閣総理大臣」に改める」とある。改正する字句に読点を含めるものなのかと思った。この条例改正の方法が気になったので、事前に最近の民法を改正する法律を調べたところ、必ずしも統一ルールがあるわけではないようである。改める字句が読点から始まるのは初めて見た。</p> <p>(委員) 今回の条例改正と直接の関係はないかもしれないが、デジタル社会形成整備法によって地方公共団体の個人情報保護制度は大きく変わることになると思うが、いつからどのように変わることになるのか。</p> <p>(事務局) デジタル社会形成整備法によって、国の行政機関に関する行政機関個人情報保護法、独立行政法人等に関する独立行政法人個人情報保護法及び地方公共団体の個人情報保護条例が、これまで民間に関する規定であった個人情報保護法に一元化されることになる。国の行政機関及び独立行政法人等については、地方公共団体に先行して、令和4年4月1日から一元化される予定である。地方公共団体については、デジタル社会形成整備法公布の日である令和3年5月19日から2年</p>	

令和3年度 第3回 宇治市個人情報保護審議会会議録

以内に一元化されることになり、一元化後、地方公共団体が保有する個人情報は、個人情報保護法に基づき取り扱うことになる。このため、個人情報の取扱いに関する既存の条例については、今後、改廃の検討をしていくことになるが、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置が認められているため、令和4年春に公表予定の、国によるガイドラインを踏まえながら、本市における個人情報が適切に取り扱われるよう整備を行っていく予定としている。

4 その他連絡事項等について

事務局から、次回以降の審議会の開催時期は未定であることを連絡した。また、今期で退任される予定の松岡会長及び大杉委員から、挨拶をいただいた。

5 閉会

(会長署名)